

山田佐井寺岸部線ほか除草及び低中木剪定業務 質疑回答について

【質問】

最低制限価格の算出方法は、令和4年4月1日に改定されたものを採用されていますか。

(回答)

採用しています。

【質問】

最低制限価格を求める際に、従来は、一般管理費の55%の計上でしたが、4月1日の公告分から、68%に変更するとの公告がありますが、このとおり55%→68%の変更でよろしいですか。

(回答)

そのとおりです。

【質問】

確認ですが、労務単価は、新年度単価でよろしいでしょうか。

(回答)

労務単価について、令和4年3月から適用する「公共工事設計労務単価」を採用しております。

【質問】

再度、確認ですが、一般管理費において、4月から経費率がかわっていますが、『参考資料』のとおり、「3月の経費」のままですか。

(回答)

参考資料のとおりです。